

大洲商工会議所青年部規約

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、大洲市内における商工業全般の健全な発展を図るとともに、商工会議所の組織の強化及び組織活動を通して、商工業後継者として経営改善のための研鑽を深め、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会を大洲商工会議所青年部（大洲YEG）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 本会の事務所は、大洲商工会議所内に置く。

(地 区)

第 4 条 本会の地区は、大洲市の商工会議所区域とする。

(事 業)

第 5 条 本会は第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ①商工業後継者としての研究会及び講習会を開催すること。
 - ②商工業に関する調査研究及び会報の発行並びに先進地の視察を行うこと。
 - ③商工業に関する情報及び資料を収集し、又は提供すること。
 - ④本会の意見を総合して公表し、これを商工会議所会頭へ具申するとともに、関係各方面に陳情すること。
 - ⑤会員相互の親睦と研鑽のための行事を開催すること。
 - ⑥商工業の振興及び住民の福祉に寄与する行事を行うこと。
 - ⑦関係他団体との提携又は連絡を行うこと。
 - ⑧商工会議所から委託された事業を行うこと。
 - ⑨前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
2. 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

第二章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 本会の会員たる資格を有する者は、大洲商工会議所会員及びその後継者とし、年齢は45歳に達した日以後の最初の3月31日をもって退会とする。ただし、直前会長及び愛媛県商工会議所青年部連合会出向者並びに日本商工会議所青年部連合会出向者については、この限りではない。

(入 会)

第 7 条 本会の会員たる資格を有する者は、入会届を提出し理事会の承認を得て本会に入会することができる。

(議決権及び選挙権)

第 8 条 会員は、各々 1 個の議決権及び選挙権を有する。

(退 会)

第 9 条 退会を希望する会員は、あらかじめ本会に通知し、退会届を提出しなければならない。なお、会費については「大洲商工会議所青年部運営規程」の定めるところによる。

(除 名)

第 10 条 本会は、次に該当する会員を総会の決議によって除名することができる。

- ①規約及び運営規程に反するなど会員として適当でないと判断される会員。
 - ②当該年度の会費の納入を履行しない会員。
2. 除名の決議に付される会員は、当該総会の決議前に異議申し立てを行うことができる。

第三章 役員

(役 員)

第 11 条 本会は、次に掲げる役員を置く。

- | | | | |
|-------|----|--------|-------|
| ①会長 | 1名 | ⑤副専務理事 | 1名 |
| ②直前会長 | 1名 | ⑥理事 | 20名以内 |
| ③副会長 | 3名 | ⑦監事 | 2名 |
| ④専務理事 | 1名 | | |

(役員の仕事)

第 12 条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2. 直前会長は、会長を補佐し、本会の運営に関し必要な助言を行う。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長欠員の時はその職務を行う。
4. 専務理事は、本会業務及び事務局管理一切について会長を補佐し、本会の運営を円滑に行う。
5. 副専務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故ある時はその職務を代理し、専務理事欠員の時はその職務を行う。
6. 事務局は、本会運営上必要とされる事務手続き等を行い、会計予算管理を担当し、その執行を円滑にする。
7. 理事は、会長及び副会長を補佐し、その会務を行う。
8. 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、

2009-05-01 更新版

理事会に出席して意見を述べることができ、本会の運営上、監事が臨時に理事会を開催することを必要と認めたときはこれを招集することができる。

(役員任免)

第13条 役員は、本会の会員であることを要し、総会において選任及び解任される。ただし、直前会長についてはこの限りではない。なお、選任等に関する方法については、別途「大洲商工会議所青年部運営規程」において定める。

(役員任期)

- 第14条 役員任期は、1年とし再任は妨げない。
2. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続き職務を行うこととする。ただし、本会を退会した者はこの限りではない。
 3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(常任理事)

- 第15条 本会に常任理事を置くことができる。常任理事は、理事会の同意を得て会長がこれを委嘱し、又は解職する。
2. 常任理事は、第11条第6号の理事に含める。

(渉外担当理事)

- 第16条 本会に渉外担当理事を置くことができる。渉外担当理事は、理事会の同意を得て会長がこれを委嘱し、又は解職する。
2. 渉外担当理事は、第11条第6号の理事に含める。

第四章 会 合

(総会の種類及び招集)

- 第17条 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。
2. 通常総会は、毎年4月に開会し、招集は会長が行う。
 3. 臨時総会は、本会の運営上必要と判断されるとき、会長が招集する。
 4. 総会の議長は会長が行う。

(総会の成立及び決議事項)

- 第18条 総会の定足数は会員の過半数とし、議決については出席会員の過半数をもって可決する。ただし、可否同数の時は議長がこれを決することとする。なお、本規約で別に定めるものの他、次の事項は総会の議決を経なければならない。
- ①規約及び規程の変更又は改正若しくは廃止。
 - ②事業計画及び収支予算並びに会費の決定又は変更。
 - ③収支決算及び事業報告の承認。
2. 総会の議事については議事録を作成しなければならない。議事録には、議事の経過及びその結果を記載し、議事に出席した会員の中から2名以上が署名しなければならない。

(三役会)

第19条 本会に三役会を置くことができる。

2. 三役会は、第11条第1号から第5号の役員により構成する。
3. 三役会の運営にあたり、議長は会長が行う。
4. 三役会は、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題につき、理事会に先立ち討議する。
5. 三役会は、毎月1回開催する。また、臨時三役会は、会長が必要と認めたととき開催できる。
6. 三役会は、三役の過半数の出席により成立する。

(理事会)

第20条 本会に理事会を置くことができる。

2. 理事会は、第11条の役員により構成する。ただし、監事は議決権を持たない。
3. 理事会の運営にあたり、議長は会長が行う。
4. 理事会は、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題につき、原則として三役会の討議に基づき協議する。
5. 理事会は、毎月1回開催する。また、臨時理事会は、会長が必要と認めたととき又は第12条第8項に基づき監事が必要と認めたとときに開催できる。
6. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席理事の過半数をもってこれを可決とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(例会)

第21条 本会は「大洲商工会議所青年部運営規程」の定めるところにより、原則として毎月1回例会を開催する。

(委員会)

第22条 本会に委員会を置くことができる。委員会は本会の事業を円滑に推進するよう会務を行う。なお、詳細は「大洲商工会議所青年部運営規程」に定めるところによる。

第五章 会 計

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(収入)

第24条 本会の運営は、会費及び助成金並びにその他の収入をもってこれにあてる。

附 則

1. 本規約は昭和52年6月1日より施行する。
平成10年4月1日一部改正、同日施行
平成10年11月24日一部改正、同日施行
平成13年11月22日一部改正、同年4月1日に遡って施行
平成21年4月21日一部改正、同日施行

2. 本規約には、次の規則が付属する。
大洲商工会議所青年部運営規程

大洲商工会議所青年部運営規程

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 本運営規程は、大洲商工会議所青年部規約（以下「青年部規約」という）に基づき、大洲商工会議所青年部の運営に関して定める。

(例 会)

第 2 条 本会は、青年部規約第21条の定める通り、原則として毎月1回例会を開催する。例会の運営については、理事会の協議により決定する。

第二章 会長の選任

(会長選挙)

第 3 条 会長は、原則として選挙により選任する。
2. 会長選挙を実施するため、選挙管理委員会を設置する。
3. 選挙管理委員会の定員は4名以上とし、毎年8月度理事会までに会長が選任する。
4. 選挙管理委員会は、互選により委員長1名、副委員長1名を選任する。

(告 示)

第 4 条 選挙管理委員会は、下記の事項を定めて8月度例会日に例会会場において掲示する。
①選挙の期日及び場所。
②立候補及び推薦の最終届け出の日時。
③その他必要と認める事項。

(会長候補)

第 5 条 会員が会長の候補になる場合は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会が定める最終届け出日までに、当該委員会へ届け出なければならない。
なお、会長の候補となるためには、原則として副会長経験を有する。
2. 選挙管理委員会は、立候補者を審査し、9月度理事会において報告しなければならない。
3. 立候補の届け出がない場合は、選挙管理委員会は、その旨会長に報告しなければならない。

(選考委員会)

- 第 6 条 指定の期日までに立候補の届け出がない場合、会長は次年度会長に関する選考委員会を開催しなければならない。
2. 会長は、選考委員を会員の中から6名以上選任し、会長も加えて奇数となるようこれを構成する。ただし、本会における時の状況判断等に基づき、会長は選挙管理委員会を選考委員会に当てることも可とする。
 3. 選考委員会は、互選により選考委員長を1名選任する。
 4. 選考委員会は、9月度理事会日までに選考委員会を開催し、次年度会長予定者を選考する。
 5. 選考委員長は、選考結果を9月度理事会において報告しなければならない。
 6. 当該選考委員会は、次年度会長予定者を選考し、当該理事会において承認された時点でその任を終える。

(次年度会長予定者の確定)

- 第 7 条 次年度会長予定者の確定は、原則として毎年9月度例会日において臨時総会を開催し、投票又は選任により行う。
2. 複数の立候補者により選挙を実施する場合、選挙管理委員会は会員の中から2名の立会人を選任し、所定の会場において所定の用紙を用いて投票を実施する。
 3. 立候補者なき場合、選挙管理委員会は9月度理事会において報告された選考委員会の選考結果に基づき、これを議案として臨時総会において提案し、議決承認を得なければならない。
 4. 前項における臨時総会は、本会における時の状況判断等に基づき、理事会の承認を得たうえで10月に開催することも可とする。

第三章 役員

(役員)

- 第 8 条 青年部規約第11条に定める役員（会長及び直前会長を除く）は、会長が指名し、総会において選任される。
2. 役員に欠員が出た場合は、後任者を選任することができる。その場合、理事会の承認を得なければならない。

第四章 委員会

(委員会の種類)

- 第 9 条 青年部規約第22条に基づき、本会には原則として委員会を置くこととする。

ただし、委員会名及び委員会数等は、当該年度会長の活動方針等により決定し、理事会の承認を経たうえで総会の承認を得なければならない。

(委員長並びに副委員長)

- 第10条 前条に基づく委員会には、委員長及び副委員長をおくことができる。
2. 委員長及び副委員長は理事とする。

(委員会の業務)

- 第11条 委員会の業務については、当該年度の活動方針に基づき、会員の相互研鑽と資質の向上及び親睦を深め合うことを主な目的として、本会の事業を円滑に推進しなければならない。
2. 各委員会は、当該年度の事業遂行するため、その役割の一翼を担うとともに自らの活動方針を立てて活動する。
 3. 各委員会の業務分担等については、当該年度の活動方針等に基づき、理事会の承認と総会の決議を経て定める。
 4. 各委員会の活動方針等については、前項の業務分担等に基づき委員会において検討作成したうえで理事会の承認を得なければならない。
 5. 各委員会は、活動方針に基づき、理事会終了後例会開催日までに毎月1回定例委員会を開催しなければならない。

(特別委員会及び特別実行委員会)

- 第12条 会長は、当該年度の事業遂行上必要と認められるときは、総会の決議を経て、本会に特別委員会及び特別実行委員会を置くことができる。また、当該年度途中において特に設置の必要を認めるときは、理事会の承認を得てこれを置くことができる。

第五章 会 費

(会 費)

- 第13条 本会は、青年部規約第24条に基づき、本会の運営に充てるため会員より会費を徴収する。
2. 年会費額は、25,000円とする。
 3. 年会費の徴収は年1回とし、原則として自動振替により実施する。

(途中入会者の会費)

- 第14条 年度中途での入会者で、上半期(4月～9月)の入会者は、前条第2項の会費を納入し、下半期(10月～3月)の入会者は、前条第2項の2分の1の会費を納入しなければならない。

(途中退会者の会費)

- 第15条 年度途中で退会しても当該年度の会費については全額徴収するものとし、既納の会費については返還しないこととする。

2009-05-01 更新版

2. 青年部規約第10条第1項第2号に基づき会費の未納により除名された場合にも、未納会費その他登録料は全額徴収する。

第六章 慶 弔

(慶弔に関する規定)

第16条 本会の会員及びその家族等において、下記に該当する場合には、次に定める慶弔金を支出する。

- ①会員本人の婚姻に関する祝儀—10,000円（金額同程度の物品可）及び祝電
 - ②会員本人の死亡に関する事例—20,000円（金額同程度の生花一对可）及び祝電
 - ③会員の配偶者及び子供の死亡—10,000円及び弔電
 - ④会員本人の両親の死亡—5,000円及び弔電
 - ⑤会員本人の受傷及び疾病（入院2週間以上の程度）—5,000円
2. 前項以外の例外的な慶弔事例が発生した場合には、会長の判断により決定する。

附 則

本運営規程は、平成10年4月1日より施行する。

平成10年11月24日一部改正、同日施行

平成13年11月22日一部改正、同年4月1日に遡って施行

平成17年4月21日一部改正、同年4月1日に遡って施行

平成21年4月21日一部改正、同日施行